

運営規程

(介護予防)訪問看護事業所 サンケア兼六

(事業の目的)

第1条 株式会社想愛(以下「事業者」という。)が設置するサンケア兼六(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援・要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町、主治の医師、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)」第4節等関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サンケア兼六
- (2) 所在地 石川県金沢市暁町9番29号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職 種:管理者(看護師)
員 数:1名
職務の内容:主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 職 種:看護職員(看護師又は准看護師)

員 数:常勤換算 2.5 人以上(内 1 名以上は常勤)

職務の内容:訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成(准看護師を除く。)し訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たる。

(3)職 種:理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

員 数:必要数

職務の内容:指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)の提供に当たる。

2 事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員であってはならない。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から日曜日

(2) 営業時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(3) サービス提供時間:原則として営業時間(営業時間外のサービスにおいては要相談)

(4) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 事業所で行う指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事および排泄等日常生活の世話

④ 褥瘡の予防・処置

⑤ リハビリテーション

⑥ ターミナルケア

⑦ 認知症利用者の看護

⑧ 療養生活や介護方法の指導

⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護・介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を開始する手続きの説明及び同意)

第7条 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書(以下「重要事項説明書」という。)を交付して説明を行い、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成)

第8条 看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護計画書を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付するものとする。

- 2 訪問看護・介護予防訪問看護計画書は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 看護師等(准看護師を除く。)は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成する。
- 4 事業所の管理者は、訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示上の額)によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じて、1割、2割又は3割の額の支払いを受けるものとする。
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から 1kmごとに 100 円
- (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (4) 介護保険給付の区分支給限度額を超えて指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、利用料金の全額が利用者の負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、金沢市、野々市市、白山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に対する利用者及びその家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応することとし、相談窓口及び担当職員を置いて、解決に向けた改善の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容、当該苦情を解決するために講じた措置等を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 第1項の苦情に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 前項の改善の内容に関し、関係する市町又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を報告するものとする。
- 5 この事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するものとする。

(記録の整備)

第14条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護又は介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護又は介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町への通知に係る記録
- (6) 苦情等の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(衛生管理等)

第15条 事業者は、看護師等に対し、その清潔の保持について必要な管理を行い、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる等、その健康状態についての必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、その設備、備品及び指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 事業者は事業所において、感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期

的に実地すること。

(事故発生時の対応)

第16条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により自己が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などの活用可能)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し虐待の防止の為の研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実地するための担当者を置く。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供を継続的に実地する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下【業務継続計画】という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、看護師等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実地するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業者は、事業所の所在する建物と同一に居住する建物に居住する利用者に対して指定(介護予防)訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定(介護予防)訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業者は、自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業者は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修:採用後1月以内
- (2) 継続研修:月1回以上

3 事業者は適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(い

わゆるハラスメント)により看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社想愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。